

令和7年度の厚生事業について

令和7年度 厚生事業一覧

お問い合わせは 各事業名に記載しました担当係の内線番号まで Tel011-231-4111

事業名	事業の内容
人間ドック 企画福祉係 道庁内線 35-370	目的 職員の健康管理の一環として、人間ドックを実施し、疾病の早期発見に努め、もって健康の保持増進を図る。 ●対象者……………35歳以上の組合員（年齢は毎年4月1日現在の年齢。以下同じ。） ●検査に要する費用…自己負担額 35歳の組合員 5,000円 その他の組合員 11,000円 子宮がん検査（頸部細胞診）の受診者 追加負担額 1,300円 マンモグラフィー検査の受診者 追加負担額 1,700円 ●期間……………令和7年5月下旬～令和8年2月 ●実施医療機関……………地域医療機関（67か所） ●検査コース……………日帰り ●検査内容……………循環器・呼吸器・胃腸・肝機能・腎機能・糖尿・聴力・眼・婦人科・骨密度・前立腺等 ※婦人科・骨密度は希望者のみです。 ※前立腺については、50歳以上の男性組合員のみの検査になります。
人間ドック（任意継続組合員） 企画福祉係 道庁内線 35-370	目的 任意継続組合員の健康管理対策の一環として、人間ドックを実施し、疾病の早期発見に努め、もって健康の保持増進を図る。 ●対象者……………令和7年度に任意継続組合員期間が2年目となる35歳以上の組合員（本人） ●検査に要する費用…自己負担額 11,000円 子宮がん検査（頸部細胞診）の受診者 追加負担額 1,300円 マンモグラフィー検査の受診者 追加負担額 1,700円 ●期間……………令和7年5月下旬～令和8年2月 ●実施医療機関……………地域医療機関（67か所） ●検査コース……………日帰り ●検査内容……………循環器・呼吸器・胃腸・肝機能・腎機能・糖尿・聴力・眼・婦人科・骨密度・前立腺等 ※婦人科・骨密度は希望者のみです。 ※前立腺については、全年齢の男性組合員の必須検査です。
配偶者人間ドック 企画福祉係 道庁内線 35-370	目的 組合員及び任意継続組合員の配偶者の健康管理対策の一環として、配偶者人間ドックを実施し、疾病の早期発見に努め、もって健康の保持増進を図る。 ●対象者……………組合員及び令和7年度に任意継続組合員期間が2年目となる任意継続組合員の35歳以上の配偶者（被扶養者として認定されている方） ●検査に要する費用…自己負担額 11,000円 子宮がん検査（頸部細胞診）の受診者 追加負担額 1,300円 マンモグラフィー検査の受診者 追加負担額 1,700円 ●期間……………令和7年5月下旬～令和8年2月 ●実施医療機関……………地域医療機関（67か所） ●検査コース……………日帰り ●検査内容……………循環器・呼吸器・胃腸・肝機能・腎機能・糖尿・聴力・眼・婦人科・骨密度・前立腺等 ※婦人科・骨密度は希望者のみです。 ※前立腺については、50歳以上の男性のみの検査になります（任意継続組合員の配偶者については、全年齢の男性の必須検査です）。

事業名	事業の内容
婦人がん検診 企画福祉係 道庁内線 35-363	目的 女子組合員及び組合員の女性配偶者の健康管理対策の一環として婦人がん検診を実施し、疾病の早期発見に努め、もって健康の保持増進を図る。 ●対象者……………女子組合員及び組合員の被扶養者として認定されている女性配偶者 ●検査項目……………○子宮がん検査（頸部細胞診） ○乳がん検査（マンモグラフィー検査又はエコー検査） ●検査に要する費用…各検査において経費の一部自己負担額あり 子宮がん：自己負担額 1,700 円 乳がん（マンモグラフィーなし）：自己負担額 800 円 乳がん（マンモグラフィーあり）：自己負担額 2,000 円 ●実施期間……………令和 7 年 6 月～令和 8 年 2 月 ●実施医療機関……………地域医療機関（34 か所）
脳ドック 企画福祉係 道庁内線 35-363	目的 組合員の健康管理対策の一環として、脳ドックを実施し、疾病の早期発見に努め、もって健康の保持増進を図る。 ●対象者……………40 歳以上の組合員 ●検査に要する費用…自己負担額は医療機関の設定する検査料から共済組合補助額 15,000 円（定額）を差し引いた額 ●期間……………令和 7 年 6 月～令和 8 年 2 月 ●実施医療機関……………地域医療機関（42 か所） ●検査内容……………MRI 検査（脳の断層撮影）・MRA 検査（脳の血管造影）・その他
メンタルヘルスセミナー（直営事業） 健康管理係 道庁内線 35-381	目的 職場における心の健康の予防や不調の職員への早期対応のために、管理監督者及び職員を対象としたセミナーを実施し、組合員の心の健康の保持・増進を図る。 ●直営事業 実施主体者……………北海道教育委員会、公立学校共済組合北海道支部の共催事業 内容……………メンタルヘルスに関する基本講座や講演、講話等 参加対象……………組合員である職場の管理監督者等 開催地……………別途通知 開催時期……………別途通知
ヘルスアップセミナー委託事業 健康管理係 道庁内線 35-381	目的 組合員が健康で明るく豊かな生活を過ごすために、健康管理意識を育て、また、心身の健康保持増進を図ることを目的としたヘルスアップセミナー（以下「セミナー」という。）の実施を推進する。 ●委託事業 事業主体……………セミナーを実施する所属所等と公立学校共済組合北海道支部（以下「共済組合」という。）の共催事業とする。 内容……………セミナーに要する講師謝金、旅費及び資料代等の一定の額を共済組合が負担する。 参加対象……………共済組合の組合員の所属する所属所等 開催地……………14 管内市町村及び札幌市 計 80 か所以内 開催時期……………令和 7 年 4 月～令和 8 年 2 月
心の健康相談啓発事業 健康管理係 道庁内線 35-383	目的 組合員の健康管理対策の一環として、心の健康相談事業を案内する周知リーフレットやメンタルヘルス啓発用冊子等を配付し、自身の健康状態の把握や疾病の早期発見及び早期治療の推進に努め、健康の保持増進を図る。 ●心の健康相談リーフレット ●メンタルヘルス啓発用冊子 ●メンタルヘルス研修DVDビデオ

事業名	事業の内容
心の健康相談 健康管理係 道庁内線 35-383	目的 組合員の心の健康の保持・増進を図る一環として、心の健康相談を実施し、心の病気の早期発見、早期治療及びアフターケアに努める。 ●相談対象者……………組合員（本人） ●相談者……………組合員（本人）、組合員の家族、組合員の所属所長 組合員の同僚（電話相談のみ） ●相談機関……………心の健康相談室 ●相談事項……………日常生活及び職場等における心の健康相談に関するすべての相談 ●事業内容 心の健康相談室の相談事業 ◆受付・相談時間 月～水・金曜日（祝祭日を除く） 9：30～17：30 木曜日 9：30～20：00 土曜日（第1週・第3週） 10：00～15：00 ◆電話相談 【専用電話】 011-530-6206 011-563-4241 【相談員】 保健師・教育行政経験者 ◆面接相談（事前に電話予約のうえ、ご利用ください。） 【予約電話】 011-530-6206 011-563-4241 011-204-5736 【相談場所・相談員】 ①ホテルライフオート札幌会場（札幌市中央区南 10 条西 1 丁目） ・相談員 保健師・教育行政経験者（随時）
健康相談事業 健康管理係 道庁内線 35-383	目的 組合員と家族が、健康・医療・育児・介護・メンタルヘルス等に関して、安全かつ気軽に相談員（医師や保健師等）に電話や面接等で相談することにより健康問題の解決とセルフケアの向上を図る。 （1）LINE を使ったメンタルヘルス相談（公認心理士、臨床心理士等が対応） （心ほっとサポート@公立学校共済）LINE アプリにて、友だち追加をお願いします。 （ID：@kouritukyosai_mh） ●利用時間 水曜日・土曜日・日曜日・月曜日（18時から22時まで。祝日および年末年始を含む。）1日1回30分～60分程度 （2）教職員健康相談24（健康に関するさまざまな相談） フリーダイヤル 0800-777-8349 ●一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談に対応 ●利用時間 1回20分程度 （3）電話・面談メンタルヘルス相談（臨床心理士が対応） フリーダイヤル 0800-700-5680 ●利用時間 【電話相談】 月～土曜日 10:00～22:00（祝日・年末年始を除く）1回20分程度 【面接予約】 月～土曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く） 1回50分程度、面談によるカウンセリングは1人年間5回 【面談場所】 札幌市（2か所）、帯広市、旭川市、千歳市の5か所の契約カウンセリングルーム （4）女性医師電話相談（女性医師ここの納得） フリーダイヤル 0120-215-579 ●利用時間 月～土曜日 10:00～21:00（祝日・年末年始を除く） 1回20分程度（利用対象者は女性のみ） （5）Web 相談（こころの相談） URL https://www.mh-c.jp/ ログイン番号 78369 ※臨床心理士が3営業日以内に個別に回答 （6）介護電話相談（介護こ納得） フリーダイヤル 0120-515-579 ●利用時間 月～土曜日 10:00～18:00（祝日・年末年始を除く）1回20分程度

事業名	事業の内容										
特定健康診査・特定保健指導 企画福祉係 道庁内線 35-363	目的 40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診及び保健指導を実施し、生活習慣病の予防を図る。 ●対象者……………令和7年4月1日から令和8年3月31日の間において40歳以上74歳以下の組合員（本人）及び被扶養者 ●実施項目……………身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、診察、尿検査（糖・蛋白）、血圧測定、質問票（服薬歴・喫煙歴等）、血液検査（脂質検査〔中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール〕、肝機能検査〔GOT・GPT・γ-GTP〕、血糖検査〔空腹時血糖又はHbA1c〕） ●費用（窓口負担）…自己負担はありません。 ●特定健康診査 ・現職組合員……………職場定期健康診断又は人間ドックを受診できる方は、当該健康診断等の受診をもって特定健康診査を受けたものとみなされることから、受診券は発行しません。それ以外の方については個別に受診券を配布します。 ・上記被扶養者……………自宅あてに受診券を配布します（6月下旬）。 なお、配偶者人間ドックを受診する場合は、特定健康診査を受けたものとみなされることから、受診券は発行しません。 ・任意継続組合員及び被扶養者……………組合員の自宅あてに受診券を送付します（6月下旬）。 なお、人間ドック又は配偶者人間ドックを受診する場合、特定健康診査を受けたものとみなされることから、受診券は発行しません。 ●特定保健指導……………特定健康診査の検査結果により、生活習慣病の発生リスクに応じて「動機づけ支援レベル」及び「積極的支援レベル」に区分して特定保健指導を実施します。 ●実施機関……………公立学校共済組合北海道支部ホームページに特定健康診査・特定保健指導実施機関一覧を掲載します。受診等に当たっては、事前に本人が希望する健診機関に予約していただく必要があります。 また、組合員本人には専門職員が所属所を訪問しアドバイスする「訪問型特定保健指導」、または対面を伴わない「ICT遠隔面談の特定保健指導」を利用することができます。										
札幌宿泊所 利用補助 企画福祉係 道庁内線 35-366	目的 福祉の増進のため、組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者等が、札幌宿泊所（ホテルライフオート札幌）を利用する場合、次のとおり利用料の一部を補助します。 ●宿泊利用補助……………組合員及びその被扶養者が宿泊した場合、一人1泊当たり2,000円を補助。 組合員及び被扶養者合わせて年度内12泊まで利用可能。 ●食事・宴会等利用補助……………組合員及びその被扶養者が宿泊所で食事、宴会、商品及び年越しセットの購入をした場合、その費用を補助する。 組合員及び被扶養者合わせて年度内12回まで利用可能。 補助額 <table> <tr> <td>(1) 食事及び宴会</td> <td>2,000円（利用金額4,000円以上）</td> </tr> <tr> <td>(2) 商品の購入</td> <td>1,000円（利用金額2,000円以上） 2,000円（利用金額4,000円以上）</td> </tr> <tr> <td>(3) 年越しセットの購入</td> <td>2,000円（利用金額4,000円以上）※ただし、本体価格の半額までの範囲で、2,000円補助を上限回数まで複数回利用可能。</td> </tr> </table> ●会議室利用補助……………組合員及びその被扶養者がレクリエーション及び会合等で会議室を利用した場合、その会議室利用料の2分の1を補助。 補助額 上限300,000円（1,000円未満切捨） ●婚礼利用補助……………組合員及びその子が婚礼を行う場合（組合員資格喪失後12か月以内に婚礼を行うものを含む。）その費用の2分の1を補助。 補助額 <table> <tr> <td>(1) 新郎、新婦の双方が組合員又はその子の場合</td> <td>最大400,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 新郎、新婦の一方が組合員又はその子の場合</td> <td>最大200,000円</td> </tr> </table> ●法要等利用補助……………組合員及びその家族が法要等を行う場合その費用の一部を補助。 補助額 50,000円	(1) 食事及び宴会	2,000円（利用金額4,000円以上）	(2) 商品の購入	1,000円（利用金額2,000円以上） 2,000円（利用金額4,000円以上）	(3) 年越しセットの購入	2,000円（利用金額4,000円以上）※ただし、本体価格の半額までの範囲で、2,000円補助を上限回数まで複数回利用可能。	(1) 新郎、新婦の双方が組合員又はその子の場合	最大400,000円	(2) 新郎、新婦の一方が組合員又はその子の場合	最大200,000円
(1) 食事及び宴会	2,000円（利用金額4,000円以上）										
(2) 商品の購入	1,000円（利用金額2,000円以上） 2,000円（利用金額4,000円以上）										
(3) 年越しセットの購入	2,000円（利用金額4,000円以上）※ただし、本体価格の半額までの範囲で、2,000円補助を上限回数まで複数回利用可能。										
(1) 新郎、新婦の双方が組合員又はその子の場合	最大400,000円										
(2) 新郎、新婦の一方が組合員又はその子の場合	最大200,000円										

事業名	事業の内容
指定宿泊施設 利用補助 企画福祉係 道庁内線 35-366	目的 福祉の増進のため、組合員（教職員互助会の現職会員は除く。）と被扶養者（小学生以上）が宿泊のため、当支部が指定する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助する。 ●補助額………1人1泊2,000円（年間3泊まで） ●指定宿泊施設一覧については、福祉のしおり及び支部ホームページに掲載していますので、ご覧ください。 支部ホームページ ⇒ https://www.kouritu.or.jp/hokkaido/ ●教職員互助会の会員は、従前通り教職員互助会への申請となります。
第56回北海道 教職員美術展 企画福祉係 道庁内線 35-364	目的 組合員（任意継続組合員を含む。）の作品を展示し、広く道民の美術に対する関心を高めるとともに、優れた作品を顕彰する。 ●出品種目………絵画・立体・書道・写真 ●会場………札幌市民ギャラリー 令和7年12月10日（水）～14日（日）
第80回北海道 教職員体育大会 企画福祉係 道庁内線 35-362	目的 教職員の健康増進・元気回復を図るとともに教職員相互の親睦を深める。 ●開催地………未定 ●日程………令和7年7月26日（土）～27日（日） ●対象者………道内の公立学校に勤務する教職員及び教育行政機関に勤務する職員
介護支援 企画福祉係 道庁内線 35-364	目的 介護予防につながる知識・技術の習得と、組合員及びその家族が要介護者になったときに寝たきりにならないための対処方法や、心構えなどについて理解を深めるため、組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者を対象に介護事業を実施する。
教職員の 退職準備事業 企画福祉係 道庁内線 35-361	目的 在職中から退職後を見通した生活設計の情報を提供し、退職後の諸問題の解消と在職中の志気の高揚を図る。 ●ガイドブックの配付………58歳の組合員にガイドブック（退職前後型）を提供する。 ●退職準備セミナーの開催…対象者は、原則として58歳以上の組合員 資料提供のみを予定しており対面での開催は行わない。 ●生涯（経済）生活設計セミナー…対象者は、50歳以上の組合員。 （応募人数によって参加人数を制限する場合あり） 一般財団法人教職員生涯福祉財団が実施するオンラインセミナーを取り入れる。

事業名	事業の内容												
離島へき地 勤務者支援事業 企画福祉係 道庁内線 35-366	目的 組合員及びその被扶養者の健康管理の一環として、離島へき地勤務者支援事業を実施し、支部主催の健診事業の受診、セミナーの参加、健康相談、市町村が実施する妊婦健診の受診及び支部が実施する人間ドック等を希望しても受診できなかった職員が自主的に人間ドック等を受診した際に要した経費の一部を補助する。												
	●対象者……離島を含む３級地以上のへき地学校等に勤務し、同一地域に居住する組合員及び同居している被扶養者（以下「組合員等」という。）												
	●補助内容及び補助対象者												
	（１）健診事業受診等フェリー運賃補助 【補助内容】支部が主催する健診事業の受診、セミナーに参加、健康相談、及び市町村が実施する妊婦健診を受診したとき、その交通費のうち「フェリー運賃」の一部を補助する。 【補助対象者】離島のへき地学校等に勤務する組合員等												
	（２）健診事業受診等宿泊補助 【補助内容】支部が主催する健診事業の受診、セミナーに参加、健康相談、及び市町村が実施する妊婦健診を受診するために宿泊が必要な場合にあっては、「宿泊料」の一部を補助する。 【補助対象者】３級地以上のへき地学校等に勤務する組合員等												
（３）健診事業受診等交通費補助 【補助内容】支部が主催する健診事業の受診、セミナーに参加、健康相談、及び市町村が実施する妊婦健診を受診のため移動に要する交通費の一部を補助する。（離島に勤務する組合員等はフェリー発着地からの交通費とする。） 【補助対象者】３級地以上のへき地学校等に勤務する組合員等													
（４）人間ドック等自主受診補助 【補助内容】支部が主催する健診事業（人間ドック、配偶者人間ドック、脳ドック、婦人がん検診）を希望しても受診できなかった職員が、個人で人間ドック等を受診した際に検査に要する費用、フェリー運賃、宿泊費、交通費の一部を補助する。 【補助対象者】３級地以上のへき地学校等に勤務する組合員等													
●補助の金額													
	<table><tr><td>フェリー運賃補助</td><td>5,000 円以内</td><td>フェリー普通運賃の2等料金で 5,000 円を上限としその都度補助する。（島民割引券を使用した場合は、その金額とする）</td></tr><tr><td>宿泊補助</td><td>5,000 円以内</td><td>受診等に要した宿泊料で 5,000 円を上限としその都度補助する。</td></tr><tr><td>交通費補助</td><td>1,000 円 又は 2,000 円</td><td>受診等に要した交通費でフェリー移動を除く移動に要した距離が 100 km以上 200 km未満は 1,000 円、200 km以上は 2,000 円をその都度補助する。</td></tr><tr><td>健診費用補助</td><td>15,000 円以内</td><td>個人が任意で人間ドック等を受診したとき自己負担額の 1/2 で 15,000 円を上限として補助し、各年度 1 回限りとする。</td></tr></table>	フェリー運賃補助	5,000 円以内	フェリー普通運賃の2等料金で 5,000 円を上限としその都度補助する。（島民割引券を使用した場合は、その金額とする）	宿泊補助	5,000 円以内	受診等に要した宿泊料で 5,000 円を上限としその都度補助する。	交通費補助	1,000 円 又は 2,000 円	受診等に要した交通費でフェリー移動を除く移動に要した距離が 100 km以上 200 km未満は 1,000 円、200 km以上は 2,000 円をその都度補助する。	健診費用補助	15,000 円以内	個人が任意で人間ドック等を受診したとき自己負担額の 1/2 で 15,000 円を上限として補助し、各年度 1 回限りとする。
フェリー運賃補助	5,000 円以内	フェリー普通運賃の2等料金で 5,000 円を上限としその都度補助する。（島民割引券を使用した場合は、その金額とする）											
宿泊補助	5,000 円以内	受診等に要した宿泊料で 5,000 円を上限としその都度補助する。											
交通費補助	1,000 円 又は 2,000 円	受診等に要した交通費でフェリー移動を除く移動に要した距離が 100 km以上 200 km未満は 1,000 円、200 km以上は 2,000 円をその都度補助する。											
健診費用補助	15,000 円以内	個人が任意で人間ドック等を受診したとき自己負担額の 1/2 で 15,000 円を上限として補助し、各年度 1 回限りとする。											
	※実際に支払った費用に対する補助となりますのでご注意ください。												

お問い合わせは 各事業名に記載しました担当係の内線番号まで TEL011-231-4111